

(社)シルバーサービス振興会について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

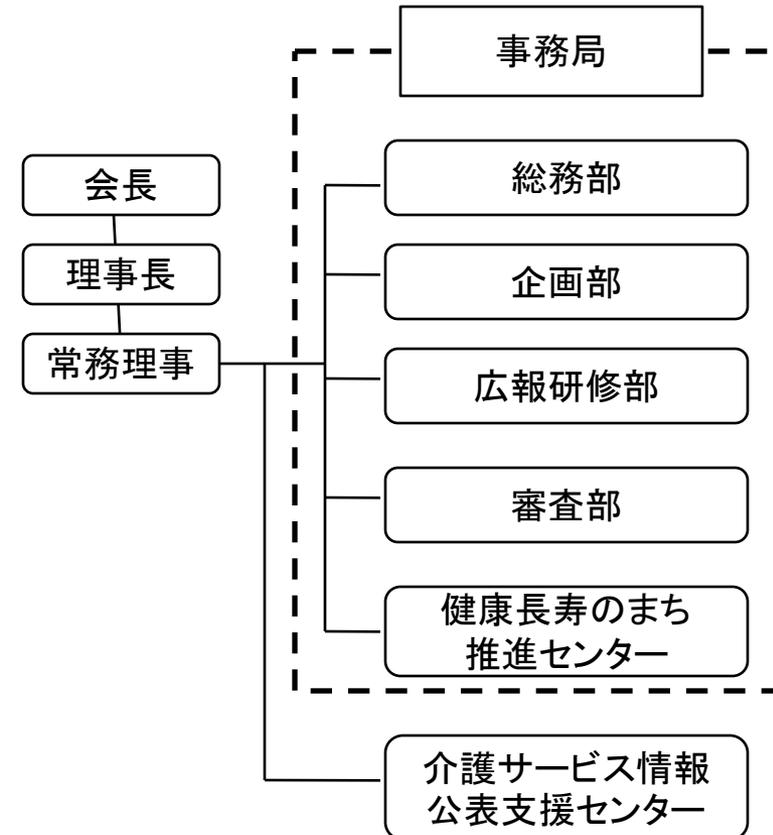
役員	常勤 1人 (非常勤29人)	うち 国家公務員出身者	常勤1人 (非常勤1人)	常勤1人 (非常勤1人)
職員	常勤 21人 (非常勤9人)	うち 国家公務員出身者	常勤0人 (非常勤0人)	常勤1人 (非常勤1人)
予算	4.9億円	うち 国からの財政支出	2.5億円	2.8億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

本部	6部 (30人)	うち管理部門 総務部(4人)	13%
----	-------------	-------------------	-----



《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
介護サービス情報公表支援事業 (補助)	2.0億円	2.0億円
老人保健事業推進費等補助金 (公募型)	0.5億円	0.5億円
シルバーマーク制度運営事業	0.5億円	なし

法人の沿革

【法人設立の背景】

超高齢社会への対応は、社会のあらゆる分野で官民挙げて取り組まなければならない課題である。今後ますます増大し多様化する高齢者のニーズに的確に対応していくためには、公的部門のみならず、民間企業等の創造性、柔軟性、効率性を活かした、多岐にわたるシルバーサービスを提供していく必要がある。このため昭和62年3月に、シルバーサービスの健全な育成と質の確保を目的として、民間の企業・団体が集まり、個々の企業・業界での対応を超えた業種横断的組織として設立された。

※ シルバーサービスとは、「民間部門により、利用者が高齢者であることを意識して、提供されるサービス及び商品」と定義。（「厚生白書」平成3年度版より）

【倫理綱領の策定 ・ シルバーマーク制度の創設】

消費者である高齢者などが「シルバーサービス」を安心して選択、利用できるよう、昭和63年にシルバーサービスを提供する企業等が遵守すべき「倫理綱領」を策定するとともに、平成元年から利用者への良質な事業者の情報提供を目的とした第三者評価である「シルバーマーク制度」を創設した。

【介護サービス情報公表支援センターの設置】

平成18年4月より「介護サービス情報の公表」が制度化されたことに伴い、制度の適正かつ円滑な運営を支援するため「介護サービス情報公表支援センター」を設置した。

事業概要

【主な事業】

1. シルバーサービスの質的向上に必要な研究及び指導

- シルバーマーク制度運営事業
- 消毒工程管理認定制度運営事業
- 東京都第三者評価事業 ○ 研修事業

2. シルバーサービスに関する調査

- 調査研究事業
 - ・ 高齢者の生活支援及び見守りネットワークの構築における民間企業等の機能に関する普及啓発に係る調査研究等(老人保健事業推進費等補助金(公募型))

3. シルバーサービスに関する情報提供

- ホームページ運営事業 ○ 知るNAVI運営事業 ○ 広報事業

4. 関係団体との連携及びシルバーサービスの育成策等に関する提言

- まちづくり事業 ○ 都道府県振興組織との連携

5. シルバーサービスに関する国際交流

6. 介護保険法に定める介護サービス情報の公表制度に関する調査研究、普及啓発等に関する支援

- 介護サービス情報公表支援事業(国庫補助事業)

7. その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

- 出版事業
- 月例研究会・分科会運営事業 等

当振興会の目指すもの

- 高齢社会への対応は、官民挙げて取り組まなければならない喫緊の課題である。シルバーサービスの健全な育成及び質の確保・向上を図り、社会的信頼を確保し、もって高齢者の福祉の増進に寄与する。
- 新たなシルバーサービスの開発、サービスや業務の標準化、従事者の研修等により、質の向上を図る。
- シルバーサービスの健全な育成と質の確保のために必要となる調査研究を行い、その成果や必要な情報を広く社会に発信していく。
- サービスの利用に当たっては、個人の自立の支援、利用者による選択(自己決定)の尊重の観点から、利用者選択の支援として、第三者評価、情報の公表などに取り組む。
- 民間シルバーサービスの普及・活用促進に向けて、国、自治体、関係機関等と連携を図る。
- 住み慣れた地域で安心して住み続けるために、「健康長寿のまちづくり」への取り組みを支援する。
- 我が国と同様に高齢化が進む諸外国とも積極的に交流し、情報交換を行う。

介護サービス情報の公表制度の仕組み

介護サービス事業所・施設

《介護サービス情報》

要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを選ぶための情報

《基本情報》

○基本的な事実情報
(例) 事業所の職員の体制
サービス提供時間
機能訓練室等の設備
利用料金 等

《調査情報》

○客観的調査が必要な情報
(例) 介護サービスに関するマニュアルの有無、
職員研修のガイドラインや実績の有無、
サービス提供内容の記録管理の有無、
身体拘束等を排除する取組の有無 等

※ 都道府県における情報公表制度の運営は手数料で賄っている。

報告
(年1回程度)

そのまま公表

都道府県知事 又は 指定調査機関

(都道府県知事が指定)

- 中立性・公平性の確保
- 調査の均質性の確保

調査
(年1回程度)

調査後公表

都道府県知事 又は 指定情報公表センター

(都道府県知事が指定)

《介護サービス情報を公表》

○インターネットの活用等

閲覧

利用者(高齢者)

公表情報等を参考として、事業所・施設を選択

厚生労働省

制度の基本設計

介護サービス情報公表 支援センター(シルバー サービス振興会)

- ・都道府県介護サービス情報公表システムの開発等の支援
- ・制度に関する調査研究(公表項目の検討・検証等)
- ・介護サービス情報公表支援センターの運営(都道府県へのシステム運用等への支援) 等

システム提供
等、都道府県
の支援

介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）

- 介護サービス情報の公表制度は、介護サービス事業者を利用者の選択に資する情報の公表を義務付け、その情報については第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み。
 - ・ 都道府県において事業者から手数料を徴収し、調査・公表を実施。
 - ・ シルバーサービス振興会では、都道府県の情報公表システムの開発・配布を行うとともに、全国事業所情報の集計等を行う。
- 介護保険制度の見直し検討の中で、「利用者にとって活用しやすいものとなるよう画面表示などを工夫するとともに、事務の軽減を図り、手数料によらず運営できる制度へと変更するべきである」とされたことを踏まえ、利用者の立場に立って必要な情報が公表されることを基本としつつ、事業者等の負担を軽減するという観点から、見直しを行う。 《平成24年度より実施》

● 利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法を工夫する。

- 原則として、現行の基本情報及び調査情報の内容を公表する。
- 検索機能や画面表示など、利用しやすいインタフェースを工夫する。
- 利用者等への利活用を推進するため、市町村との連携を図る。

● 事業所等の負担を軽減するという観点から、運営方法を整理する。

- 手数料によらないで運営できる仕組みとする。
- 1年に1回の調査の義務づけを廃止し、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うこととする。
- 公表時期の統一化を図る。
- 予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告内容を一体化して報告できるようにする。

※ 都道府県の判断により、例えば事業者の質の評価に資する情報などを、事業者が任意で報告できることとすることを検討。

● 公表に係る事務等の効率化を図る。

- 現在、各都道府県に設置されている情報公表サーバを国において一元的に管理することにより、効率化を図る。
⇒振興会による情報公表システムの開発・配布は終了
- 各都道府県（又は指定情報公表センター）においては、各事業所からの情報の受理・確認・公表・啓発普及・苦情対応を行う。

● 虚偽報告等に対する対応

- 虚偽報告等の不正行為があった場合は、是正等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消又は停止。

制度見直しの内容（案）

【現行の制度】

【制度見直し後】

手数料	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が条例により定める。 手数料（公表手数料、調査手数料）を介護サービス事業者より徴収 	➔	<ul style="list-style-type: none"> 手数料によらないで運営できる仕組みとする。
調査	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者が報告した調査情報について、指定調査機関の調査員が年1回事業所に訪問し調査を実施（義務） 	➔	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が必要と認める場合に実施（任意） ※ 基本情報も調査対象とする
公表される情報	<ul style="list-style-type: none"> 基本情報(例 事業所の住所、職員体制等) 調査情報(例 身体拘束等の排除のための取組の有無等) 	➔	<ul style="list-style-type: none"> 同左（ただし、調査は不要） 都道府県の判断により追加可能（報告は事業者の任意）
公表対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービスを含む50サービス 	➔	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告の一体化を可能にする
公表システムサーバー	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が設置し、管理運営 ※ 振興会では情報公表システムの開発・配布や運用支援等を実施 	➔	<ul style="list-style-type: none"> 国においてサーバーを一元的に管理 ※ 各都道府県は、国が設置したサーバーを活用して公表事務を実施 ※ 振興会によるシステム開発等は終了
公表時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査が終了した事業者から順次公表（都道府県が定める計画に基づく） 	➔	<ul style="list-style-type: none"> 公表情報の時点の統一化を目指す（事業者からの報告時期は都道府県の実情に応じ、計画で定めることが可能）
虚偽報告等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 是正等を命じ、命令に従わない場合には、指定取り消し、又は停止 	➔	<ul style="list-style-type: none"> 現行のとおり